

# 元気いきいきポイント制度

元気いきいきポイント制度とは、元気な65歳以上の方が、地域貢献活動、ボランティアに積極的に取り組み、地域やグループとのつながりのなかで、生きがいを感じながら自立して暮らしていくことを目的とし、地域貢献活動、ボランティアに参加した場合に、一定のポイントを加算し、たまったポイントに応じて市内で使えるお買い物券に交換できる、志木市独自の制度です。

## ■対象者

65歳以上の志木市民（介護保険の第1号被保険者）で、要支援・要介護の認定を受けていない方。

なお、介護保険料の滞納がある方、また、生活保護制度をご利用の方は換金することができませんのでご了承ください。

## ■登録方法

本人が登録の申請を行ってください。

登録申請は、随時受け付けています。

## ■受付場所

志木市役所 1階 高齢者ふれあい課

## ポイント換金までの流れ

・ポイントカード（ICカード）及びポイント手帳（介護施設やその他の場合に使用）を交付



・指定の地域貢献活動や登録介護施設等のボランティアに参加すると、年間5,000ポイントを上限に50ポイントずつ加算



・ポイント積立期間は1月1日から12月31日で暦年単位、毎年1月から3月末までに換金（1,000ポイント単位）申請



・換金申請時に、介護保険料の滞納がなければ、市内で使えるお買い物券と交換

問合せ／高齢者ふれあい課

TEL048-473-1111 内線 2428

## 元気いきいきポイント対象事業一覧

地域貢献活動	(1) 親と子の市内まるごとクリーン作戦（参加、運営に従事した場合）
介護ボランティア	(2) 高齢者まつり（芸能発表、運営に従事した場合）
	(3) 市民体育祭・高齢者子ども交流スポーツ大会（参加、運営に従事した場合）
	(4) 敬老会（芸能発表、運営に従事した場合）
	(5) 市民文化祭・美術展覧会（芸能発表又は出展等、運営に従事した場合）
	(6) 芸能祭（芸能発表した場合、運営に従事した場合）
	(7) カフェ・ランチルーム宗四小、多世代交流カフェ（運営に従事した場合）
	(8) 街なかふれあいサロン（運営に従事した場合）
	(9) いきいきサロン・ふれあいサロン（運営に従事した場合）
	(10) いろはカッピー体操（運営に従事した場合）
	(11) 市長が認める介護施設、または高齢者あんしん相談センターにおいてボランティア活動を行った場合
	(12) その他市長が特に定める事業

（注）地域貢献活動の（5）市民文化祭・美術展覧会の出展については、出展期間中を1日とします。ボランティアは1日毎、地域貢献活動の運営従事した場については、1行事毎を対象とします。

